

# 京都市職員措置請求書

京都市監査委員 殿

2012（平成24）年 月 日

請求者 下記請求者欄記載のとおり。

- 1 2011（平成23）年6月、市は、京都会館第1ホールの全面建て替えを前提とする「京都会館再整備基本計画」を策定、公表した。
- 2 京都会館は、日本を代表する建築家前川國男の設計によって、1960（昭和35）年に竣工し、同年度に日本建築学会賞受賞、2003（平成15）年には国際組織「DOCOMOMO」日本支部の「日本における DOCOMOMO100 選」に選ばれるなど、戦後日本のモダニズム建築を代表する建築物であり、岡崎地域の風景にも調和した軽やかな外観を備えているなど、その歴史的・文化的価値は極めて高い。
- 3 2006（平成18）年12月、市の設置した京都会館再整備検討委員会は、京都会館の建物の保全・継承を基本とする旨の意見書をまとめた。この委員会では全面建て替えを前提とする案も検討されたが採用されず、現状の建物の保存又は一部増築によって音楽ホールとしての機能向上を図るべきであると結論づけている。

しかし、市はこれまで検討していた京都会館の建物を保存・継承しつつ耐震補強や内部の改修にとどめる案を採るべきであったにもかかわらず、上記基本計画策定ではあえて「第1ホールの全面建て替え」を前提とする案を選択した。これは、世界レベルのオペラやバレエ等の総合舞台芸術を上演可能とする舞台機能の強化が想定されていることに起因するものである。しかし、びわ湖ホールをはじめ、近隣府県に京都市民が容易にアクセスできる範囲で総合舞台芸術が上演可能な施設が存在しているうえ、建て替え案によっても十分な奥舞台及び袖舞台は確保できず、4面舞台を備えたびわ湖ホールには到底及ばないこと等からすれば、京都会館の歴史的・文化的価値を毀損してまで、第1ホールの全面建て替えを行わなければならない必要性・合理性は全くない。

したがって、上記基本計画に基づき京都会館第1ホールを解体する行為は、市の財産の管理方法や効率的な運用方法として著しく適切さを欠くものであり、「地方

公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と定める地方財政法8条に違反するものである。

4 しかも、2007年9月施行の新景観政策では、高さ規制の例外は厳格な特例許可制度によらねばならないとしているにもかかわらず、今回の全面建て替えは、市所有地にのみ「地区計画」により高さ制限を15メートルから31メートルに緩和しようとしており、新景観政策に真向から反する。そのうえ建て替え案は、琵琶湖疎水を臨む〔良好な景観〕等を阻害するものであり、京都市眺望景観創生条例に違反するものである。

5 2012（平成24）年3月31日をもって京都会館のすべての施設が一旦閉鎖され、4月1日から利用が中止されている。また、平成24年度予算には、上記基本計画に基づく建て替え工事に関する項目が計上されている。したがって現在、京都会館第1ホールの解体行為がなされることは相当の確実さをもって予測される状況にある。

よって地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、京都会館第1ホールの解体行為を防止するなどの必要な措置を請求します。

### <請求者>

|  | 住所 | 職業 | 氏名 | 印 |
|--|----|----|----|---|
|  |    |    |    |   |
|  |    |    |    |   |
|  |    |    |    |   |
|  |    |    |    |   |
|  |    |    |    |   |